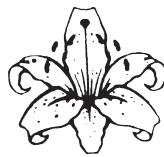


神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成26年2月14日（金曜日） 号外第2号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	
○告示		土整備・流域海岸企画課)
特定都市河川及び特定都市河川流域の指定（2件）（県	3	特定都市河川流域における基準降雨（2件）（県土整備 ・流域海岸企画課）

告 示

神奈川県告示第75号

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第5項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定し、平成26年6月1日から施行する。

平成26年2月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 特定都市河川

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
境 川	右岸 相模原市緑区川尻5,693番地の2地先 左岸 東京都町田市相原4,687番地地先 } から	海まで
柏 尾 川	右岸 横浜市戸塚区柏尾町337番地地先 左岸 横浜市戸塚区柏尾町337番地地先 } 平戸永谷川、阿久和川合流点から	境川合流点まで
平 戸 永 谷 川	右岸 横浜市港南区上永谷3,484番地地先 左岸 横浜市港南区上永谷3,648番地地先 } 馬洗橋上流端から	柏尾川合流点まで
阿 久 和 川	右岸 横浜市瀬谷区阿久和町3,078番地の2地先 左岸 横浜市瀬谷区阿久和町3,051番地地先 } に設置した標柱から	柏尾川合流点まで
名 潟 川	右岸 横浜市戸塚区名瀬町2,226番地の1地先 左岸 横浜市戸塚区名瀬町2,230番地の2地先 } 山越橋上流端から	阿久和川合流点まで
独 川	右岸 横浜市栄区中野町1,358番地地先 左岸 横浜市栄区中野町1,359番地地先 } 神戸橋上流端から	柏尾川合流点まで
舞 岡 川	右岸 横浜市戸塚区舞岡町3,237番地地先 左岸 横浜市戸塚区舞岡町593番地地先 } に設置した標柱から	柏尾川合流点まで
宇 田 川	右岸 横浜市泉区中田町80番地の1地先 左岸 横浜市泉区中田町233番地地先 } に設置した標柱から	境川合流点まで
和 泉 川	右岸 横浜市瀬谷区瀬谷町4,741番地地先 左岸 横浜市瀬谷区二ツ橋町310番地の1地先 } ニツ橋上流端から	境川合流点まで

2 特定都市河川流域

横浜市南区別所四丁目及び六ツ川三丁目の各一部、同区六ツ川四丁目の全部、同市港南区大久保三丁目、日野二丁目、六丁目及び九丁目並びに野庭町の各一部、同区上永谷町及び下永谷一丁目から六丁目までの全部、同区芹が谷一丁目の一部、同区芹が谷二丁目から五丁目まで、東永谷一丁目から三丁目まで、上永谷一丁目から六丁目まで及び丸山台一丁目から四丁目までの全部、同区港南台八丁目及び九丁目の各一部、同区日限山一丁目から四丁目まで及び東芹が谷の全部、同区日野南四丁目から六丁目までの各一部、同区日野南七丁目の全部、同市保土ヶ谷区権太坂一丁目及び三丁目、狩場町、今井町並びに境木本町並びに同市旭区大池町、柏町、上川井町、中希望が丘、東希望

が丘、南希望が丘、笹野台一丁目及び二丁目、若葉台四丁目並びに善部町の各一部、同市磯子区氷取沢町、同市金沢区釜利谷町及び同市緑区長津田町の各一部、同市戸塚区下倉田町、上倉田町、吉田町、矢部町、鳥が丘、戸塚町、汲沢町、汲沢一丁目から八丁目まで、深谷町、原宿一丁目から五丁目まで、保野町、東保野町、影取町、小雀町、舞岡町、南舞岡一丁目から四丁目まで、柏尾町、上柏尾町、平戸町及び平戸一丁目から五丁目までの全部、同区品濃町の一部、同区川上町、前田町、秋葉町、名瀬町、上矢部町及び上品濃の全部、同市栄区上郷町の一部、同区公田町、中野町、鍛冶ヶ谷町、鍛冶ヶ谷一丁目及び二丁目、小菅ヶ谷一丁目から四丁目まで、桂町、小菅ヶ谷町、笠間町、長尾台町、田谷町、金井町、飯島町、長沼町、本郷台一丁目から

ら五丁目まで、若竹町、元大橋一丁目及び二丁目、庄戸一丁目から五丁目まで、長倉町、東上郷町、犬山町、尾月、上之町、亀井町、野七里一丁目及び二丁目、小山台一丁目及び二丁目、柏陽、桂台北、桂台中、桂台西一丁目及び二丁目、桂台東並びに桂台南一丁目及び二丁目、同市泉区岡津町、新橋町、弥生台、中田町、和泉町、下飯田町、上飯田町、池の谷、緑園一丁目から七丁目まで、白百合一丁目から三丁目まで、西が岡一丁目から三丁目まで、領家一丁目から四丁目まで、桂坂、中田東一丁目から四丁目まで、中田北一丁目から三丁目まで、中田西一丁目から四丁目まで及び中田南一丁目から五丁目まで並びに同市瀬谷区瀬谷町、瀬谷一丁目から六丁目まで及び宮沢一丁目から四丁目までの全部、同区二ツ橋町の一部、同区三ツ境、北町、五貫目町、目黒町、上瀬谷町、竹村町、中屋敷一丁目から三丁目まで、本郷一丁目から四丁目まで、東野並びに南瀬谷一丁目及び二丁目の全部、同区御本町の一部並びに同区南台一丁目及び二丁目、下瀬谷一丁目から三丁目まで、橋戸一丁目から三丁目まで、北新、相沢一丁目から七丁目まで、中央、東野台、阿久和東一丁目から四丁目まで、阿久和西一丁目から四丁目まで並びに阿久和南一丁目から四丁目までの全部

相模原市緑区相原一丁目から六丁目までの全部、同区大山町、川尻、久保沢二丁目、中沢、二本松四丁目並びに橋本二丁目、三丁目及び六丁目の各一部、同区橋本四丁目、五丁目、七丁目及び八丁目の全部、同区原宿一丁目の一部、同区東橋本一丁目から四丁目まで、広田、町屋一丁目から四丁目まで及び元橋本町の全部、同区若葉台六丁目及び七丁目並びに同市中央区相生一丁目の各一部、同区相生二丁目の全部、同区大野台三丁目の一部、同区小山、鹿沼台一丁目及び二丁目、上矢部、上矢部一丁目から五丁目まで、共和一丁目から四丁目まで、向陽町、すすきの町、高根一丁目及び二丁目、東淵野辺一丁目から五丁目まで、淵野辺一丁目から五丁目まで、淵野辺本町一丁目から五丁目まで、宮下一丁目から三丁目まで並びに宮下本町一丁目から三丁目までの全部、同区弥栄一丁目及び二丁目の各一部、同区矢部一丁目から四丁目まで、矢部新町、矢部新田並びに由野台一丁目及び二丁目の全部、同区由野台三丁目の一部、同市南区旭町及び鶴野森一丁目から三丁目までの全部、同区大野台一丁目及び三丁目の各一部、同区上鶴間、上鶴間一丁目から八丁目まで、上鶴間本町一丁目から九丁目まで、古淵一丁目から六丁目まで、栄町及び相模大野一丁目から九丁目までの全部、同区相模台一丁目及び二丁目の各一部、同区相南一丁目から四丁目までの全部、同区西大沼一丁目から三丁目までの各一部、同区東大沼一丁目から四丁目まで及び東林間一丁目から八丁目までの全部、同区双葉二丁目の一部、同区文京一丁目及び二丁目、松が枝町並びに御園一丁目から三丁目まで及び五丁目の全部、同区御園四丁目の一部、同区南台一丁目から五丁目までの全部、同区南台六丁目の一部並びに同区豊町及び若松一丁目から六丁目までの全部

鎌倉市長谷三丁目から五丁目まで、極楽寺二丁目及び四丁目、腰越三丁目及び五丁目、腰越、津並びに西鎌倉四丁目の各一部、同市梶原一丁目から五丁目まで、梶原、寺分一丁目から三丁目まで、寺分、山崎及び上町屋の全部、同市手広の一丁目、同市手

広一丁目の全部、同市手広二丁目の一丁目、同市手広三丁目及び四丁目の全部、同市手広五丁目の一丁目、同市手広六丁目、笛田一丁目から六丁目まで及び常盤の全部、同市鎌倉山一丁目から三丁目までの各一部、同市鎌倉山四丁目の全部、同市山ノ内の一部並びに同市台一丁目から五丁目まで、台、小袋谷一丁目及び二丁目、小袋谷、大船一丁目から六丁目まで、大船、高野、岩瀬一丁目、岩瀬、今泉一丁目から五丁目まで、今泉台一丁目から七丁目まで、岡本一丁目及び二丁目、岡本、玉繩一丁目から五丁目まで、植木、城廻並びに閑谷の全部

藤沢市朝日町の全部、同市藤沢の一丁目、同市藤沢一丁目から三丁目までの全部、同市藤沢四丁目及び五丁目並びに本町一丁目及び四丁目の各一部、同市善行一丁目から三丁目まで及び五丁目から七丁目までの全部、同市善行四丁目の一部、同市本藤沢一丁目から三丁目まで及び五丁目から七丁目までの全部、同市本藤沢四丁目の一部、同市善行団地、立石一丁目から四丁目まで、花の木及びみその台の全部、同市善行坂一丁目及び二丁目の各一部、同市白旗一丁目から四丁目までの全部、同市鶴沼の一部、同市南藤沢及び鶴沼東の全部、同市鶴沼松が岡一丁目から四丁目まで並びに鶴沼桜が岡一丁目、二丁目及び四丁日の各一部、同市鶴沼藤が谷一丁目から四丁目までの全部、同市鶴沼花沢町の一部、同市鶴沼橋一丁目の全部、同市鶴沼橋二丁目の一部、同市鶴沼石上一丁目から三丁目まで、西富、西富一丁目及び二丁目、大鋸、大鋸一丁目から三丁目まで、弥勒寺、弥勒寺一丁目から四丁目まで、宮前、小塚、高谷、渡内、渡内一丁目から四丁目まで、柄沢、村岡東一丁目から四丁目まで、川名、川名一丁目及び二丁目、藤が岡一丁目から三丁目まで、片瀬並びに片瀬一丁目から五丁目までの全部、同市片瀬海岸一丁目から三丁目までの各一部、同市片瀬山一丁目から五丁目までの全部、同市片瀬白山、大庭、稻荷一丁目及び龜井野の各一部、同市今田の全部、同市石川の一部、同市西俣野の全部、同市湘南台五丁目及び七丁目の各一部、同市湘南台六丁目の全部並びに同市長後、高倉及び下土棚の各一部

大和市下鶴間、つきみ野一丁目から八丁目まで並びに中央林間四丁目及び六丁目の全部、同市中央林間一丁目から三丁目まで及び五丁目、林間一丁目及び二丁目並びに鶴間一丁目及び二丁日の各一部、同市下鶴間一丁目及び二丁目の全部、同市上草柳一丁目、四丁目、五丁目及び七丁日の各一部、同市深見西一丁目から六丁目まで及び八丁目の全部、同市深見西七丁目の一部、同市深見東一丁目から三丁目までの全部、同市深見の一部、同市深見台一丁目から四丁目まで、大和東一丁目から三丁目まで及び大和南一丁目の全部、同市大和南二丁目の一部、同市中央一丁目の全部、同市中央二丁目から七丁目までの各一部、同市上和田の全部、同市福田並びに渋谷一丁目及び六丁日の各一部並びに同市下和田の全部

東京都町田市相原町及び小川の各一部、同市小山町及び金森一丁目から七丁目までの全部、同市上小山田町の一部、同市木曾西一丁目から四丁目までの全部、同市木曾西五丁目及び木曾東一丁目の各一部、同市木曾東二丁目及び三丁目の全部、同市下小山田町、図師町並びに忠生一丁目、三丁目及び四丁日の各一部、同市鶴間及び鶴間一丁目から三丁目までの全部、同市常

盤町並びに中町一丁目及び二丁目の各一部、同市根岸町、根岸一丁目及び二丁目並びに原町田一丁目及び六丁目の全部、同市原町田二丁目から五丁目までの各一部、同市森野一丁目、二丁

目、五丁目及び六丁目の全部、同市森野三丁目及び四丁目の各一部、同市矢部町並びに小山ヶ丘一丁目及び三丁目の全部並びに同市小山ヶ丘二丁目、四丁目、五丁目及び六丁目の各一部

神奈川県告示第76号

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第5項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を次のとおり指定し、平成26年6月1日から施行する。

平成26年2月14日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 特定都市河川

名 称	区		間
	上	流 端	
引 地 川	右岸 大和市福田七丁目39番地の21地先 左岸 大和市福田七丁目100番地の37地先	} 県道丸子中山茅ヶ崎から	海まで
蓼 川	右岸 綾瀬市深谷上八丁目6,924番地の2地先 左岸 綾瀬市本蓼川897番地の2	} に設置した標柱から	引地川合流点まで

2 特定都市河川流域

藤沢市藤沢、藤沢四丁目及び五丁目並びに本町一丁目及び四丁目の各一部、同市本町二丁目及び三丁目の全部、同市善行四丁目、本藤沢四丁目、善行坂一丁目及び二丁目、鵠沼並びに鵠沼海岸一丁目、二丁目及び四丁日の各一部、同市鵠沼海岸三丁目及び五丁目から七丁目までの全部、同市鵠沼松が岡一丁目から四丁目までの各一部、同市鵠沼松が岡五丁目の全部、同市鵠沼桜が岡一丁目、二丁目及び四丁日の各一部、同市鵠沼桜が岡三丁目、鵠沼神明一丁目から五丁目まで及び本鵠沼一丁目から五丁目までの全部、同市鵠沼花沢町、鵠沼橋二丁目、片瀬海岸二丁目及び三丁目並びに辻堂元町一丁目、三丁目及び四丁日の各一部、同市辻堂元町二丁目、五丁目及び六丁目並びに辻堂太平台一丁目及び二丁目の全部、同市辻堂東海岸一丁目及び四丁日の各一部、同市辻堂東海岸二丁目及び三丁目、辻堂神台一丁目及び二丁目、辻堂新町一丁目から四丁目まで並びに羽鳥一丁目から五丁目までの全部、同市城南一丁目の一部、同市城南二丁目から五丁目までの全部、同市大庭の一部、同市稻荷の全部、同市稻荷一丁目及び亀井野の各一部、同市亀井野一丁目から四丁目まで、円行並びに円行一丁目及び二丁目の全部、同市石川の一部、同市石川一丁目から六丁目まで、桐原町、天神町一丁目から三丁目まで及び湘南台一丁目から四丁目までの全部、同市湘南台五丁目及び七丁目、長後、高倉並びに下土棚の各一部、同市土棚の全部、同市用田及び葛原の各一部、同市菖蒲沢の全部並びに同市遠藤の一部

茅ヶ崎市赤羽根、堤及び芹沢の各一部

大和市中央林間西一丁目から七丁目までの全部、同市中央林間一丁目から三丁目まで及び五丁目の各一部、同市南林間一丁目から九丁目までの全部、同市林間一丁目及び二丁目並びに鶴

間一丁目及び二丁日の各一部、同市西鶴間一丁目から八丁目まで、上草柳、下草柳、桜森一丁目から三丁目まで並びに上草柳二丁目、三丁目、六丁目、八丁目及び九丁目の全部、同市上草柳一丁目、四丁目、五丁目及び七丁目、深見西七丁目、大和南二丁目並びに中央二丁目から七丁目までの各一部、同市草柳一丁目から三丁目まで及び柳橋一丁目から五丁目までの全部、同市深見の一部、同市福田一丁目から八丁目までの全部、同市福田の一部、同市代官一丁目から四丁目まで及び渋谷二丁目から五丁目までの全部、同市渋谷一丁目及び六丁日の各一部並びに同市本蓼川の全部

海老名市東柏ケ谷一丁目から三丁目までの各一部及び同市東柏ケ谷四丁目から六丁目までの全部

座間市相模が丘四丁目の一一部、同市相模が丘六丁目の全部並びに同市小松原一丁目及び二丁目並びにひばりが丘一丁目から三丁目までの各一部

綾瀬市深谷、深谷中三丁目から九丁目まで、深谷南一丁目から七丁目まで、深谷上三丁目から八丁目まで、落合北一丁目から七丁目まで、落合南一丁目から九丁目まで、蓼川、蓼川一丁目から三丁目まで、大上、大上一丁目から九丁目まで及び寺尾の全部、同市寺尾北一丁目の一一部、同市寺尾北二丁目から四丁目までの全部、同市寺尾台一丁目の一一部、同市寺尾台三丁目及び四丁目、寺尾中一丁目から四丁目まで、寺尾釜田一丁目から三丁目まで、寺尾西一丁目から三丁目まで、寺尾本町一丁目から三丁目まで並びに寺尾南一丁目から三丁目までの全部、同市吉岡及び吉岡東一丁目の各一部並びに同市吉岡東二丁目から五丁目まで、上土棚北一丁目から五丁目まで、上土棚南一丁目から六丁目まで、上土棚中一丁目から七丁目まで及び本蓼川の全部

神奈川県告示第77号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第8条第2項の規定により、平成26年神奈川県告示第75号で指定の告示

をした特定都市河川流域における基準降雨を次のとおり定め、平成26年6月1日から施行する。

平成26年2月14日

神奈川県知事 黒岩祐治

降雨波形：中央集中型						24時間総雨量：205.0 mm					
生起確率：10年に1度						最大降雨強度（1時間）：57.9 mm/h					
						最大降雨強度（10分間）：116.0 mm/h					
時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	2.8	6	0-10	4.8	12	0-10	69.6	18	0-10	4.6
	10-20	2.9		10-20	4.9		10-20	42.4		10-20	4.5
	20-30	2.9		20-30	5.0		20-30	31.4		20-30	4.5
	30-40	2.9		30-40	5.1		30-40	25.3		30-40	4.4
	40-50	3.0		40-50	5.2		40-50	21.3		40-50	4.3
	50-60	3.0		50-60	5.4		50-60	18.5		50-60	4.2
1	0-10	3.0	7	0-10	5.5	13	0-10	16.5	19	0-10	4.1
	10-20	3.1		10-20	5.6		10-20	14.9		10-20	4.1
	20-30	3.1		20-30	5.8		20-30	13.6		20-30	4.0
	30-40	3.1		30-40	6.0		30-40	12.5		30-40	3.9
	40-50	3.2		40-50	6.1		40-50	11.6		40-50	3.9
	50-60	3.2		50-60	6.3		50-60	10.9		50-60	3.8
2	0-10	3.3	8	0-10	6.5	14	0-10	10.2	20	0-10	3.8
	10-20	3.3		10-20	6.7		10-20	9.7		10-20	3.7
	20-30	3.3		20-30	7.0		20-30	9.2		20-30	3.7
	30-40	3.4		30-40	7.2		30-40	8.7		30-40	3.6
	40-50	3.4		40-50	7.5		40-50	8.3		40-50	3.6
	50-60	3.5		50-60	7.8		50-60	8.0		50-60	3.5
3	0-10	3.5	9	0-10	8.2	15	0-10	7.7	21	0-10	3.5
	10-20	3.6		10-20	8.5		10-20	7.4		10-20	3.4
	20-30	3.6		20-30	9.0		20-30	7.1		20-30	3.4
	30-40	3.7		30-40	9.4		30-40	6.9		30-40	3.3
	40-50	3.7		40-50	9.9		40-50	6.6		40-50	3.3
	50-60	3.8		50-60	10.6		50-60	6.4		50-60	3.2
4	0-10	3.9	10	0-10	11.2	16	0-10	6.2	22	0-10	3.2
	10-20	3.9		10-20	12.1		10-20	6.0		10-20	3.2
	20-30	4.0		20-30	13.0		20-30	5.9		20-30	3.1
	30-40	4.0		30-40	14.2		30-40	5.7		30-40	3.1
	40-50	4.1		40-50	15.6		40-50	5.6		40-50	3.1
	50-60	4.2		50-60	17.4		50-60	5.4		50-60	3.0
5	0-10	4.3	11	0-10	19.8	17	0-10	5.3	23	0-10	3.0
	10-20	4.3		10-20	23.1		10-20	5.2		10-20	3.0
	20-30	4.4		20-30	27.9		20-30	5.1		20-30	2.9
	30-40	4.5		30-40	35.9		30-40	4.9		30-40	2.9
	40-50	4.6		40-50	52.2		40-50	4.8		40-50	2.9
	50-60	4.7		50-60	116.0		50-60	4.7		50-60	2.8

神奈川県告示第78号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第8条第2項の規定により、平成26年神奈川県告示第76号で指定の告示

をした特定都市河川流域における基準降雨を次のとおり定め、平成26年6月1日から施行する。

平成26年2月14日

神奈川県知事 黒岩祐治

降雨波形：中央集中型						24時間総雨量：205.0 mm					
生起確率：10年に1度						最大降雨強度（1時間）：57.9 mm/h					
						最大降雨強度（10分間）：116.0 mm/h					
時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	2.8	6	0-10	4.8	12	0-10	69.6	18	0-10	4.6
	10-20	2.9		10-20	4.9		10-20	42.4		10-20	4.5
	20-30	2.9		20-30	5.0		20-30	31.4		20-30	4.5
	30-40	2.9		30-40	5.1		30-40	25.3		30-40	4.4
	40-50	3.0		40-50	5.2		40-50	21.3		40-50	4.3
	50-60	3.0		50-60	5.4		50-60	18.5		50-60	4.2
1	0-10	3.0	7	0-10	5.5	13	0-10	16.5	19	0-10	4.1
	10-20	3.1		10-20	5.6		10-20	14.9		10-20	4.1
	20-30	3.1		20-30	5.8		20-30	13.6		20-30	4.0
	30-40	3.1		30-40	6.0		30-40	12.5		30-40	3.9
	40-50	3.2		40-50	6.1		40-50	11.6		40-50	3.9
	50-60	3.2		50-60	6.3		50-60	10.9		50-60	3.8
2	0-10	3.3	8	0-10	6.5	14	0-10	10.2	20	0-10	3.8
	10-20	3.3		10-20	6.7		10-20	9.7		10-20	3.7
	20-30	3.3		20-30	7.0		20-30	9.2		20-30	3.7
	30-40	3.4		30-40	7.2		30-40	8.7		30-40	3.6
	40-50	3.4		40-50	7.5		40-50	8.3		40-50	3.6
	50-60	3.5		50-60	7.8		50-60	8.0		50-60	3.5
3	0-10	3.5	9	0-10	8.2	15	0-10	7.7	21	0-10	3.5
	10-20	3.6		10-20	8.5		10-20	7.4		10-20	3.4
	20-30	3.6		20-30	9.0		20-30	7.1		20-30	3.4
	30-40	3.7		30-40	9.4		30-40	6.9		30-40	3.3
	40-50	3.7		40-50	9.9		40-50	6.6		40-50	3.3
	50-60	3.8		50-60	10.6		50-60	6.4		50-60	3.2
4	0-10	3.9	10	0-10	11.2	16	0-10	6.2	22	0-10	3.2
	10-20	3.9		10-20	12.1		10-20	6.0		10-20	3.2
	20-30	4.0		20-30	13.0		20-30	5.9		20-30	3.1
	30-40	4.0		30-40	14.2		30-40	5.7		30-40	3.1
	40-50	4.1		40-50	15.6		40-50	5.6		40-50	3.1
	50-60	4.2		50-60	17.4		50-60	5.4		50-60	3.0
5	0-10	4.3	11	0-10	19.8	17	0-10	5.3	23	0-10	3.0
	10-20	4.3		10-20	23.1		10-20	5.2		10-20	3.0
	20-30	4.4		20-30	27.9		20-30	5.1		20-30	2.9
	30-40	4.5		30-40	35.9		30-40	4.9		30-40	2.9
	40-50	4.6		40-50	52.2		40-50	4.8		40-50	2.9
	50-60	4.7		50-60	116.0		50-60	4.7		50-60	2.8